

年金

20歳になるあなたに

国民年金は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障害を負ったときや一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支えあうという考え方で作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの人は、国民年金に加入することになっています。20歳になれば、一部の人が（※）を除き、国民年金への加入手続きが必要です。手続きは住民票をおいている市役所・町村役場で行ってください。

また、国民年金に加入すると、毎月、保険料を納めなくてはなりません。収入がなく、今すぐ保険料を納めることが難しいときは、納付免除・猶予制度や学生納付特例制度があります。※厚生年金保険加入者や共済組合加入者、またはその配偶者に扶養されている人

問 吉備庁舎住民課

国保

交通事故で役場へ届け出？ 義務です届け出第三者行為？

国民健康保険にご加入の皆さまや福祉医療を利用していらっしゃる皆さまは、交通事故など、第三者の行為によってけがなどをした場合、役場への届け出が必要になります。

● 第三者行為とは

第三者（自分以外の人）の行為が原因で、治療を受けることになった場合を指します。

● 第三者行為の例

- ・ 交通事故（自転車事故を含む）でけがをしたとき
- ・ 暴力行為などで他者にけがをさせられたとき —— など

● なぜ届け出が必要なの？

第三者行為によりけがをしたときの治療費は本来、相手方が過失割合に応じて負担すべきものです。しかし、すぐに治療費を払ってもらえない場合などに、被害者救済の観点から、届け出いただくことで健康保険が立て替えられるようになっていきます。

またこの届け出により、健康保険から相手方（または損害保険会社など）に対し、健康保険が立て替えた治療費を請求することが可能になります。医療費の適正化にもつながるので、ご協力ください。

● 届け出に必要なもの

- ・ 被保険者証
 - ・ 印鑑（認め印）
 - ・ 来庁者の本人確認書類（免許証など）
 - ・ 交通事故証明書（交通事故の場合のみ）
- ※届け出後、傷病届済証明書を発行します。

※自損事故などは第三者行為ではありませんが、そのことを確認する届け出が必要な場合があります。

● 注意事項

既に加害者から治療費を受け取っ

ている（示談が成立している）場合や、仕事中や通勤中のけが（労働災害保険の対象）、また自身の飲酒運転や無免許運転などによる法令違反の事故では、保険証が使えない場合があります。

【福祉医療を受給している人】

福祉医療とは乳幼児医療・子ども医療・重度心身障害児（者）医療・ひとり親家庭医療・老人医療を指します。

福祉医療受給者証をお持ちの方は、健康保険とは別に役場への届け出が必要になります。

※国民健康保険の人は一緒に届け出が可能です。

※詳しくはお問い合わせください。

問 吉備庁舎住民課

献血

1月の献血

- 1月23日（水）
- ・ 有田川町役場吉備庁舎 10時～12時30分
- ・ JAありだ本所 14時～16時30分
- 1月28日（月）
- ・ 和歌山アイコム（株） 10時～12時・13時～14時30分
- ・ JAありだ金屋支所 15時30分～16時30分

問 金屋庁舎健康推進課

税金

家屋・土地の変更の届け出は 吉備庁舎税務課まで

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。

平成30年中に新築・増築・取り壊しのあった家屋または用途の変更があった土地（田畑を造成したなど）については届け出てください。

問 吉備庁舎税務課

償却資産の申告をお忘れなく！

会社や個人で工場や商店を営んでいる人、アパートや駐車場などを貸し付けている人が、その事業のために所有する構築物、機械、備品などの固定資産（土地・家屋・自動車などをぞく）を償却資産といえます。1月1日現在における該当償却資産については、1月末日までに申告しなければなりません。

期限間近になると窓口が混み合います。早めに（1月中旬ごろを目安に）提出してください。

問 吉備庁舎税務課